

## 安川敬一郎著「事業略歴 附小訓」

草野, 真樹  
一般財団法人西日本文化協会

<https://doi.org/10.15017/26288>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 28, pp.189-211, 2013-03-22. 九州大学附属図書館  
付設記録資料館産業経済資料部門  
バージョン：  
権利関係：

# 【資料紹介】安川敬一郎著「事業略歴 附小訓」

草野真樹

解題 安川敬一郎と博多商人・堺惣平並びに熊谷又七について

——安川敬一郎著「事業略歴 附小訓」の解題に代えて——

## 一 原史料の来歴と特徴

本解題の目的は、原史料の来歴と特徴、並びに安川敬一郎が松本平内と石炭仕組の記述に際して、かつて話を聞いたという博多商人・堺惣平と熊谷又七について明らかにすることにある。原史料は、伊東尾四郎文書・史料番号五四四（九州歴史資料館所蔵）である。

まず、史料の来歴と特徴について説明しよう。表紙に「事業略歴 附小訓」と表題があり、畠山製罫紙に毛筆で書かれ、丁数は四十八。内容は一から三十八丁までが事業略歴、三十九丁は未記入、四十から四十八丁までは松本平内と石炭仕組について書かれたものである。形態は一から三十九丁までは金具のピンで綴じられ、さらに一から四十八丁までの全体が上部一ヶ所に通された紙縫りで綴じ併せられている。後述のとおり、本来別々であったものが一つに綴じられたものと思われる。また、四十丁の端に別筆で「安川翁自筆」と書き込みがある。原史料の旧蔵者であった伊東尾四郎の筆跡とみて間違いまいであろう。原史料の保存状

態は総じて良好であるが、一部虫損がみられる。

既に、安川の事業略歴については、安川の次男・松本健次郎によって編集された『撫松余韻』に収録されたものが知られている<sup>1)</sup>。撫松とは、安川が一九二九（昭和四）年四月頃から使い始めた号である。同略歴は、安川の三男・清三郎が安川に「曾て来歴を叙し、且談話を乞うた事」があったが、その後、安川自身八十歳の老齢に達し、「後生のために無益でもあるまい」と思い至り叙述したものである。略歴は安川自身によって手際よく纏められ、併せて、自らの経験を踏まえたいわば家訓とすべき考えが述べられる。それ故、多くの先行研究<sup>2)</sup>において、最も基本的な史料として屢々利用されてきた。また、近年では安川家文書の整理が進み史料目録<sup>3)</sup>が整備されたほか、『安川敬一郎日記』ならびに『麻生太吉日記』なども刊行されるようになり、安川の事績はより一層明らかとなりつつある。このような状況において、本稿が再び安川の事業略歴を紹介する理由は、主として次の二点による。

第一に、『撫松余韻』所収の「事業略歴」とは多少異なる記述が認め

られる。全体的な構成と文意は『撫松余韻』所収のものとはほぼ同じであるが、部分的に表現が異なる箇所や言葉を補っている箇所があり、その中には興味深い記述もある。たとえば、『撫松余韻』所収の「事業略歴」に次のような記述がある。

先是四五年前より、神戸石炭商某氏と石炭取引を開始以来、相互衷心相許すの間柄となり、十九年冬明治第一坑開鑿を企つるに際し、揚水及石炭搬出に汽力応用の企画に対し、其予算工費の大部分の融通を欲諾した<sup>5)</sup>。

これに対し、本誌で紹介する「事業略歴」では、傍線部分に示すように異なるがある。

先是四五年前、神戸石炭商岡田又兵衛氏と（田岡田平蔵と云ひし番頭にして、平蔵<sup>6)</sup>後岡田と自称せしもの、如し。彼は井上馨の因縁の下に尾猿銅鉱を政府より払受けし豪商をして名を博せし者也）石炭取引を開始せし以来、相互衷心相許すの間柄となり、十九年冬、今の明治第一坑開鑿を企つるに際し、揚水及石炭搬出に汽力応用の企画に対し、其予算の大部分の融通を款諾した（式万円と記憶す）

この記述から、石炭商某氏とは岡田又兵衛（平蔵）であり、明治第一坑の開鑿に際して同氏から二万円を調達していたことが判明する。

岡田は本名を村尾銀次郎といい、後に日本橋品川町裏河岸の釘銅鉄物問屋伊勢屋平作（伊勢平）の養子となり岡田の名跡を継ぎ、平蔵と改名した。岡田は一八六九（明治二）年、五代友厚とともに大阪において古金銀分析所を設立したほか、井上馨をはじめ明治政府の高官との繋がり<sup>6)</sup>が深い人物であった。なお、この点については『社史 明治鉱業株式会社』の記述から大城炭坑の開鑿工事にあたって「神戸の岡田又兵衛・大島兵

吉岡名から二万円を出資させて合資式の契約を結んだ」<sup>7)</sup>ことが判明するが、改めて安川本人の記述から事業開始時における人脈と資金調達について確認される意義は小さくない。

第二に、松本平内と石炭仕組についての記述がある。この記述の部分は『撫松余韻』に収録されていない。その理由は原史料の来歴に起因しており、この点を説明しておこう。事の発端は、伊東尾四郎<sup>8)</sup>が安川敬一郎に松本平内の事績について教示を願い出たことに始まる。伊東は、その経緯を次のように記している。

松本平内は幕末福岡藩の財政史に、大に関係のある人だが、其の事績を詳にすることは、甚だ困難である。其の理由は申すまでも無く、伝記資料が乏しいといふことに帰着する。平内は松本健次郎氏の祖父の祖父に当る人である。私は安川男爵（敬一郎氏）が在世の時、平内関係の書類があるなら、何でも見せて戴きたいと希望し、男爵も私の希望を容れて、大分搜索されたらしいが、資料は甚だ少く、最後にもう書類はこれだけしか残つてゐないと、示されたのが、紙袋に入れた一束のバラ<sup>9)</sup>の書類で、枚数で約四十枚、重量約一〇グラムのものであった。（略）男爵は又平内翁の事に就いて、私に談して聞かせられた事を、野紙九枚に自分で記述したものを、私に渡された<sup>9)</sup>。

安川は、一八四九（嘉永二）年四月、福岡藩士・徳永貞七（省易）の四男として生まれた。三人の兄は、長兄代太郎、次兄幸次郎、三兄吉三郎である。長兄は徳永家を継ぎ織人<sup>おりのと</sup>、次兄は松本家の養子となり潜<sup>ひそむ</sup>、三兄は幾島家の養子となり徳と<sup>めくむ</sup>それぞれ改名、安川自身も一八六四（元治元）年に福岡藩士・安川岡右衛門の養子となり、一八六六（慶応二）年

に家督を相続して敬一郎と改名した。<sup>10</sup>その後、安川の次男・健次郎も松本家（潜）の養子となり、安川家と松本家は共同で明治鉱業（生産部門）と安川松本商店（販売部門）を中心に事業を展開していく。それ故、安川に関する多くの研究において、「安川・松本家」と一体となった表記がなされることになる。

松本健次郎自身、「私の家系は甚だ複雑になつている」と述べるようにやや分かりづらくもあるが、このような家系をふまえ伊東は安川に教示を請うのである。福岡藩ならびに福岡県史の研究に生涯を捧げた伊東にとって、「天保以後藩財政の上に至大の影響を与えた人物」と評価が与えられる松本平内の事績は関心事の一つであったのであろう。

しかし、前述のとおり、松本平内についての史料はわずかしか残されていないなかった。そこで安川は、堺惣平（宗平、姓は加野ともいう）、熊谷又七および柴田園生ら三名の古老からかつて聞いたことを伊東に話し聞かせた。さらに自ら筆を執り、それを罫紙九枚に纏めた。<sup>11</sup>

翻刻する史料にみられるとおり、事業略歴の作成年月は昭和四年十一月（本文）、昭和六年七月（追記）、松本平内の事績は昭和八年四月とある。安川は、松本平内の事績を記した罫紙九枚と先に記していた事業略歴とを一緒に伊東へ提供した。この際、本来、別々の時期に作成された史料は、一つに綴じ併せられたのであろう。以上の来歴をふまえた上で、本稿では、表紙にある「事業略歴 附小訓」の表題のもと、一括して翻刻することとする。なお、前述のわずかに残されていた「一束のバラッド」の書類も伊東へ提供されたことを付け加えておく。<sup>12</sup>そして、伊東はそれらの史料をもとに「松本平内事績 上・下」を執筆し、『筑紫史談』第七十一集、第七十二集（一九三七年）に発表することになる。

安川敬一郎については、近年、優れた実証研究が蓄積され始めている。また、松本平内の事績については上述の伊東論文に詳しく、それらを参照して頂くこととし、以下、本解題では、安川が話を聞いた古老・堺惣平と熊谷又七について、安川・松本家との接点を探りつつ説明していきたい。

## 二 堺惣平

前述の『撫松余韻』所収「事業略歴 附小訓」からも知られるとおり、安川は創業当初、資金繰りに大いに苦慮した。当時、炭鉱経営者が「もつとも苦しんだのは資金調達」であり、安川も例外ではない。その苦境下にあつて資金融資を引き受けた人物が堺惣平である。

惣平は筑前国糟屋郡新宮村の堺氏から出て、博多の加野家を継いだ。博多の中興堂町で酒造業を営み、万屋を屋号とした。「万屋といえば博多では相当名の響いた酒屋」で、清酒の代表銘柄は「金盛」といった。<sup>13</sup>新宮の堺氏も同じく万屋を屋号とし、酒造業を営んだ。<sup>14</sup>

一八六七（慶応三）年時点において、惣平は年行司次上々席に位置する御用間町人である。旧藩時代、福博両市中では「藩用の献金をなし公衆のため非常備の米金を出し或ハ橋梁を架設し貧民救済等の善行を称し与へられ」る町人格式があつた。これは兩大賀、大賀並（年行司、御用達方）、大賀次、年行司次上々席、年行司次上、年行司次、年行司格、商人は、種々の特権を得て、徴税など藩政支配の末端を担うとともに、資産の面からも有力商人であつた。<sup>15</sup>一八六六（慶応二年）「博多店運上帳」によれば、万屋惣平は冥加銀一五〇匁を上納している。<sup>16</sup>

安川によれば、惣平は眼に二丁字もなき者ではあったが、活達豪快な老商で、博多商人には珍しく俠気を帯びた変り者であったという。詳しくは本誌「事業略歴」を参照して頂きたいが、併せて、安川の死後、『九州日報』に連載された百道圭作「福岡出世五人男『博多万屋組』記録」という記事を紹介しておく。

福岡藩の勘定奉行に松本平内といふ人があつた。平内は經理の学に通じ、福岡藩の財政樹て直しに非常な努力と功績を残した。四国の塩田を視察しては「奈田（佐）の塩浜」今の糟屋郡奈多（佐）一帯に作られた「福岡藩の塩田」を經營したり領内の炭坑を藩の手で經營したりした。…（略）…藩庁に於ける平内と民間庶民階級に於ける宗平とは何時とはなく肝胆相照らしておの／＼の違つた立場から教へ教へられ、助け扶けられて手を結んで離れなかつた。塩浜經營に出資を受けたのは万屋宗平（熊本）や丸屋又七（熊本）、太田屋清藏（熊本）等の当時の博多の商傑連中であつたし、藩の交易に米の良否や衣装の改革を建言し、櫛蠟等の藩の輸出物資の検査顧問を申し付けられたのは宗平であつたし、平内は又、大阪の御蔵屋敷詰となつては先進都市の状況を語り新時代の商法を教へた。平内と宗平とのコンビこそ誠に名コンビといふことが出来るであらう。…（略）…イソさん（惣平の次女―引用者注）の話によれば松本平内は髪を総髪にして銀のかんざしを着け十徳を着て小刀を一本差してゐたといふから武士としては随分変はつた服装をしてゐたものである。この松本平内こそ、松本健次郎氏の曾祖父に当る人で磯菜さんの婿養子となつたのが平内に見込まれた安川敬一郎翁の次兄の松本潜氏で、安川、松本氏等と万屋との關係は遠くこの平内と宗平との關係に發してゐるし松本、安川両家

が早くから筑豊の炭山事業に關係するに至つたのも遠くはこの松本平内の存在に大きな意味を持つてゐる。<sup>23</sup>

本誌「事業略歴」において、安川は惣平に初めて会つたのを一八七四（明治七）年三月と記している。同年二月末、三兄・幾島徳が佐賀の乱で戦死し、東京遊学から帰郷したまさに直後のことである。安川は惣平の融資を「地獄で仏といふが、是は又現世の仏心、真に感激に堪へなかつたのは今尚忘れ得ない」と回顧している。さらに、安川は『撫松余韻』のなかで、次のようにも述べている。

明治七年は秋期に至る迄降雨頗る多く、製塩業の不況甚しかりし為め、余等は一敗起つこと難きを感じるに至り、少額なるも加野惣平翁に負債するに至れり。惣平翁は宗三郎（惣平の曾孫―引用者注）の相にして奇抜俠氣の資、当時炭坑業は一般に危険視せらるる所なるも、故松本平内との交情浅からざりしのみならず、兄潜とも親交あり、依つて余等の失敗に拘らず是が挽回策に対し更に重ねて資金の貸与を諾したり。<sup>25</sup>

惣平の融資は数度に及んだのであろう。『社史 明治鋳業株式会社』には、一八七五（明治八）年一月と三月、松本潜と安川敬一郎の両名で惣平から計八〇三円借用した際の「証書」が掲載されている（一九頁）。安川は平内と惣平について、別して懇意また昵懇な間柄であつたと記している。安川・松本家にとって、堺惣平とは、松本平内との關係以来きわめて重要な協力者・支援者であり続けたのである。

以後、安川は終生、加野家に対する感謝の念を持ち続けた。とりわけ、惣平の曾孫である加野宗三郎には「事業の指導援助、人格の訓育、そして加野家がかつて大火を起して本店を焼失したときなど、その復興につ

いてすすんで援助<sup>(26)</sup>した。宗三郎もまた、安川のもとを度々訪ね、様々なことを報告・相談していたようである<sup>(27)</sup>。そのような安川の行動について、安川の五男・第五郎は「宗三郎君の一人上には出来る限りの配慮を注ぎ先代の御恩返しに努めて居た事を覚えて居る」と記している<sup>(28)</sup>。

### 三 熊谷又七

次に、熊谷又七（一八二〇年―一八八二年一月一日）<sup>(29)</sup>について説明しよう。安川と熊谷の詳しい機縁は不明であるが、同様に「福岡出世五人男『博多万屋組』記録」の記事によれば、両者の接点を次のように確認できる。

遠賀川口の芦屋に販売所を設けて、その頃主として販売の方を受持つてゐた安川敬一郎は、和船を操つては自家炭山から掘り出した、石炭を積んで博多にそれを販売し帰り船には、丸屋との取引きで、丸屋の米を積んで行つたものだといふ<sup>(30)</sup>

また、その頃、安川は次のような方法により顧客の獲得を図っていたようである。

阪神方面の取引先を廻り或ひは博多・長崎へ廻航して、販路の拡張に日も夜もない有様であつたが、彼は又、阪神、博多、長崎と各方面へ石炭を送つたその戻り船にはその土地々々の物産の輸送品の注文をとり廻つて運送を引受けた。他の同業者はその戻り船の運賃を余分利得したけれども安川だけはこれを取らず、戻り船の稼ぎ高だけ差引いた値段で取引したので得意先は日一日と殖える一方であつた<sup>(31)</sup>

丸屋は熊谷の屋号である。したがって、先の引用文に見える「丸屋又七」

も熊谷を指す。もともと、熊谷家は筑前国上座郡（のち朝倉郡）松末村星丸の出で、屋号は星丸に由来するという。又七の父・安次は若い頃、博多に出て中島町・京屋の奉公人となる。京屋は、京都から博多へ移住した服部と名乗る商人で、合羽商のほか材木商、宿屋などを営み、安次は材木部で番頭となる。その後、京屋の主人が亡くなり閉店となつたため、安次は妻の勧めにより新たに小間物行商を始める。その安次の妻に崇福寺の住職・蘭陵という弟がいた。蘭陵は「儒学にも志深く弟子共への教導筋手厚」<sup>(32)</sup>く、藩からその篤行を賞賛された僧である<sup>(33)</sup>。

又七は行商の傍ら叔父の蘭陵和尚から指導を受けるとともに、青柳禾郎から洋算、魚住明誠<sup>あきのぶ</sup>から漢学を学んだ。青柳禾郎は「博多中島町に浪宅を構え、町役所のツケ師（書記）を勤める傍ら家塾を開き、その頃の新しい学問であつた洋算の学を子弟に授けてゐた」<sup>(34)</sup>。魚住明誠は修館館に学び、一八四三（天保十四）年郡代となり、一八六九（明治二）年藩学の文学教授、七一年福岡藩大参事に任ぜられた人物である<sup>(35)</sup>。

本誌「事業略歴」において、安川が熊谷を「商人トシテハ普通ト違ツテ居タノハ彼ガ禪書ナド緋イテ居タノデモ察セラル」と評するのは、このような生い立ちによる。

ところで、幕末期、福岡藩主・黒田長溥<sup>ながひろ</sup>は蘭癖大名として著名であり、また学問を大いに奨励し、見込みのある藩士を積極的に長崎に派遣し、西洋技術の習得に当たさせたことは広く知られている。又七は土族ではなかったが、その能力を買われ、長崎に遊学した一人であり、ここで測量術を学んだ<sup>(36)</sup>。また、又七は外国語に長けていたといわれ、長崎在留外國商人との取引にも介在した。幕末期には福岡藩蒸気船便積受持を務め、福岡藩がグラバーから蒸気船二隻を購入した際、その取引を担当したの

も又七とされる。<sup>(37)</sup>福岡藩蒸気船便積受持を務めていた一八六八(明治元)年正月には、神戸港で外国軍艦に襲われ、積荷や金子を奪われる事件にも遭遇するが、<sup>(38)</sup>廃藩後も藩から蒼隼丸を払い下げられ、引き続き、福博商人ほか委託物資を大坂へ回漕する業を営んだ。

また、又七は、弟の又六とともに博多において初めて機械精米所を開業した商人である。中島町の浜新地に店を構えた(現・中洲中島町中島公園辺り)<sup>(39)</sup>ため中島精米所、または、その名のとおり熊谷精米所と呼ばれた。又七は、佐賀藩が長崎の商人を介してイギリスに注文していた製油器械を買い取り、一八七四(明治七)年春頃から機械の運転を始めた。種油、黒砂糖、麦粉の製造などを行いながら、のちに精米を本業とするようになった。安川が丸屋との取引で米を回漕していたのは、おそらく、この頃であろう。安川の「明治何年カハ覚エヌガ、多分七八年比カ、中島(本通りノ北側ト記憶ス)ニ精米機械ヲ設立シタ」という記憶は正確である。

なお、精米所の創業当初、博多では次のような唄が流行したという。

博多中島町の丸屋の機械

あぢな仕かけて米を搗く

ドンと搗きや一俵から三升へる

もつてきない ベツカラベ

意識すれば、「博多中島町の丸屋が変わった機械で米を搗くというが、ドンと米を搗けば一俵から三升も少なくなる。持つて来いと言っても、そんな機械搗きに誰が持つていけるものか、アツカンベ」といった具合であろう。つまり、機械で精米すると米が減り、その分は誤魔化されて取られてしまうという悪い評判を立てられてしまったわけである。し

かし、別言すれば、安川が「普通商人ニ超越シテ居タ」と評するような、又七の開明的な商人たるエピソードとして興味深い。<sup>(40)</sup>

その他、熊谷は一八七八(明治十一)年十月に施行された第一回県会議員選挙において福岡区より選出され、八〇(明治十三)年七月まで県議員を務めた。<sup>(41)</sup>

#### 四 小括

以上見てきたとおり、堺と熊谷は、幕末期から福博実業界の黎明期において活躍した博多の有力商人であった。これは堺と熊谷の両名が、一八七九(明治十二)年十月九日、福岡県へ提出された「商法会議所設立願」の発起人三十二名に名を連ねたことから分かる。わけても、熊谷は早くから商法会議所の必要性を唱えていた商人であることは注目される。同年十月十三日付で福岡商法会議所の設立は認可され、会頭に中村五平(第十七国立銀行頭取)、副会頭に熊谷又七が選出された。その後、熊谷は二代目会頭となる。<sup>(42)</sup>

なお、三人目の古老であるが、安川によれば「廃藩当時迄、焚石会所監理セシ属吏ニ柴田園生ト申セシ者」があり、石炭仕組は「松本平内ノ發意デアツテ藩国ノ富源タリシ事」を彼より聞いたという。しかし、現在のところ、柴田についてその事績を詳らかにできるような史料は見出せていない。今後の課題としておきたい。

最後に、当然ながら、松本平内と石炭仕組についての記述は、聞き書き・記憶であるが故に史料批判は不可欠である。たとえば、安川は「米俵ノ装置ニ彈正繩トハ唱フルガアレバ平内サンノ案出デアル」と記している。しかし、既に伊東が「これが平内翁の按出といふことは、熊谷又

七が語つた所とあるが、私には初耳である」と指摘するように、一般的には、弾正繩は幕末期に福岡藩家老・立花彈正が考案したものと理解される。記述内容の吟味も課題である。

以上、原史料の来歴と安川が話を聞いた古老の博多商人を中心に述べた。これは、兄・幾島徳の死去後、安川が炭鉱業に乗り出す際、堺惣平や熊谷又七ら「開明的」で活動範囲が大坂など広範囲に及び、かつ資産の面からも有力な商人であった彼らと人脈を有していた点、あるいは速やかに人脈を構築し得た資質を確認しておくことは、安川敬一郎という企業家を考察するうえで重要であると考えられるためである。また、松本平内の発案による「石炭採掘ヨリ販売ニ至ル迄ノ経路及ヒ農民副業トシテ其資本ヲ藩政庁ガ発行紙幣貸付ケ回収法、而シ藩外ヨリ金貨ノ輸入ヲ以テ藩札引換へ準備トシタル巧妙ナル仕法」の一端を窺うことができ、る史料としても注目できよう。

### 注

- (1) 松本健次郎編集・発行『撫松余韻』一九三五年、七九二～八一〇頁。
- (2) 安川・松本家の事業については、森川英正氏の地方財閥論をはじめ多くの研究が蓄積されているが、ここではサーベイ論文として、坂本悠一「安川財閥史研究の現状と文献——研究の整理と文献の解説——」（九州国際大学『社会文化研究所紀要』第三八号、一九九六年）、近年の研究として、有馬学編『近代日本の企業家と政治——安川敬一郎とその時代——』（吉川弘文館、二〇〇九年）、

中村尚史『地方からの産業革命——日本における企業勃興の原動力——』（名古屋大学出版会、二〇一〇年、第六章）、北九州市立自然史・歴史博物館編集『安川敬一郎日記』各巻解説（日比野利信氏執筆）を挙げるに止めておく。なお、一次史料の制約が最たる理由と思われるが、明治前期あるいは事業開始時における安川の活動については、研究がやや手薄な感がある。

- (3) 研究代表者・有馬学『地方都市の都市化と工業化に関する政治史的・行財政史的研究』（課題番号一七五二〇四三九、平成十七～十八年度科学研究費補助金、基盤研究C研究成果報告書、二〇〇七年）。
- (4) 『安川敬一郎日記』は北九州市立自然史・歴史博物館より（二〇一三年三月時点で全五巻刊行終了の見込み）、『麻生太吉日記』は九州大学出版会より刊行中である（二〇一二年十一月時点で全五巻のうち一～二巻刊行済み）。

- (5) 松本『撫松余韻』七九八頁。
- (6) 『三井事業史 本篇第二巻』三井文庫、一九八〇年、二一八頁。
- (7) 明治鉱業株式会社『社史 明治鉱業株式会社』同社、一九五七年、二二～二三頁。
- (8) 伊東尾四郎は大正から昭和戦前期において活躍した福岡を代表する歴史家である。詳しくは、草野真樹「伊東尾四郎の履歴と研究——その歩みと福岡県史の編纂過程を中心に——」（福岡地方史研究会編『福岡地方史研究』第五〇号、花乱社、二〇一二年、所収）を参照されたい。
- (9) 伊東尾四郎『松本平内事績（上）』『筑紫史談』第七十一集、一九三七年、

三八頁。

- (10) 松本潜、幾島徳については、さしあたり荒井周夫編纂『福岡県碑誌 筑前之部』大道学館出版部、一九二九年、八三〜八四頁、八一〜八二頁を参照されたい。

- (11) 一八七七年、遠賀郡芦屋に石炭販売店安川商店を開業した際、「その事務所には松本平内の創立した焚石会所跡が当てられた」（前掲『社史 明治鋳業株式会社』二〇頁）。

- (12) 清宮一郎編『松本健次郎懐旧談』鱒書房、一九五二年、五頁。

- (13) 檜垣元吉『近世北部九州諸藩史の研究』九州大学出版会、一九九一年、四三頁。

- (14) 伊東「松本平内事績（上）」三八頁。

- (15) この「一束のバラ」の書類は、内容からみて、伊東尾四郎文書史料番号九六三の史料である。この史料も松本平内の事績を知る上で貴重なものであり、前掲伊東論文において部分的に引用されているが、紙幅の関係から今回は紹介できない。機会があれば、改めて紹介したい。

- (16) 詳しくは、注(9)ならびに伊東尾四郎「松本平内事績（下）」『筑紫史談』第七十二集、一九三七年を参照されたい。その他、松本平内に言及した参考文献として、檜垣『近世北部九州諸藩史の研究』四三〜四五頁、清宮『松本健次郎懐旧談』二五〜二七頁、劉寒吉『松本健次郎伝』松本健次郎伝刊行会、一九六八年、六八〜七二頁、安川巖「幕末期福岡藩における特権商人加瀬屋の研究」（西日本文化協会編『福岡県史 近世研究編 福岡藩(二) 福岡県、一九八三年、所収）、同『物語福岡藩史』文献出版、一九八五年、二八二〜

二八六頁などを挙げておく。また、松本平内に関連する一次史料として、大山文書（福岡市総合図書館文学・文書課編集『平成9年度古文書資料目録 3』同館、一九九八年、参照）がある。

- (17) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』岩波書店、一九六八年、三三二頁。

- (18) 小田部博美『博多風土記』海鳥社、一九六九年、五六頁。

- (19) 福岡市総合図書館文学・文書課編集『平成17年度古文書資料目録 11』同館、二〇〇六年、「糟屋郡万屋商店資料へ解説」参照。

- (20) 山崎藤四郎編輯『石城遺聞 坤』一八八七年、五七〜五九丁。なお、熊谷又七の格式は年行司次である。

- (21) 迎由理男「企業勃興と福博商工業者」（迎由理男・永江眞夫編『近代福岡博多の企業者活動』九州大学出版会、二〇〇七年、所収）参照。

- (22) 慶応二年「博多店運上帳」（宮本又次編『九州経済史論集 第三巻』福岡商工会議所、一九五八年、所収）。

- (23) 百道圭作「福岡出世五人男『博多万屋組』記録 六」『九州日報』一九三五年一月七日。この連載は一九三五年一月一日から六月十二日の約半年間に亘り、堺惣平、熊谷又七、平岡浩太郎、安川敬一郎、村上義太郎ら五名の事績を取り上げたものである。筆者の百道圭作（ペンネーム）については、記事（二月三十日）のなかで「戸畑の安川家本宅で告別式の節、私（百道のこと）引用者注」は私の弔辞の中に、最早この事（贖札事件のこと）引用者注」は純然たる過去の歴史となつてゐるのであるから機宜をみて発表の御許諾を乞ふ旨をした、めて男爵の遺影に対して述べて置いた」と記述するなど、安川と近い関係にあった人物と思われるが、それが誰なのか定かではない。記述内容の信憑性については当然ながら史料批判を必要と

するが、松本潜と安川敬一郎が堺惣平を訪ね、資金援助を申し込む場面の記述（四月二十四日～二十六日掲載の記事）など興味深いものがある。

(24) 伊東「松本平内事績（上）」三九頁の引用文では、「明治七年二月」とあるが誤植である。

(25) 松本『撫松余韻』五五一頁。

(26) 百道「福岡出世五人男『博多万屋組』記録 百十七」「九州日報」一九三五年五月十四日。

(27) 『安川敬一郎日記』の記述から加野宗三郎が度々安川を訪ねていることが分かる。とくに、一九二〇年から二二年頃に多い。

なお、『工場通覧』によれば、一九〇九年時点において、名称Ⅱ加野清酒醸造場、製品種類Ⅱ清酒、所在地Ⅱ福岡市大浜町三丁目、工場主Ⅱ加野宗三郎、創業Ⅱ一七六七年十月、職工数Ⅱ男二二名（農商務省商工局工務課編『工場通覧Ⅳ』柏書房、一九八六年）、一九二〇年時点において、名称Ⅱ加野酒造場、製品種類Ⅱ清酒、所在地Ⅱ早良郡姪浜町、工場主Ⅱ加野宗三郎、創業Ⅱ一九一三年九月、職工数Ⅱ男二四名（農商務省工務局工務課編『工場通覧Ⅷ』柏書房、一九八六年）となっている。

(28) 安川第五郎「筑豊炭開発を省み」（朝日新聞西部本社編『石炭史話 すみとひとのたたかい』謙光社、一九七〇年、一四頁）。また、この点については、四島司氏（当時福岡シティ銀行頭取）と安川寛氏（当時株式会社安川電機名誉会長）との対談において、四島氏が「敬一郎さんは、その恩を終生口にしておられたそうですね」と発言していることから窺える（安川・松本家のひとびと」福岡シ

ティ銀行編『博多北九州に強くなろう 3』葦書房、一九九五年、二八六頁）。

なお、加野宗三郎は、一八八九年七月生まれ、父・熊次郎の病氣療養に伴い、九七年家督を相続、一九一一年大阪高等工業学校醸造科を卒業し万屋の経営を継いだ。一時は福岡県多額納税者に列する資産家となるが、安川第五郎によれば「余り家業には熱がなく和歌等の文学趣味に深入り過ぎ九条武子等と親交をむすび等して専ら其方に力をつぎ込み家業は余り繁榮せず而も若年にして世を去り自然加野家の酒醸造は中絶」した。

(29) 以下、熊谷又七についての記述は、「中興四代 熊谷義太郎直高自叙伝回顧録」並びに百道圭作「福岡出世五人男『博多万屋組』記録 十七～三十」「九州日報」一九三五年一月十八日～三十一日による。熊谷の出生年と没年月日については、大熊浅次郎「幕末福岡藩の偉材 金子才吉事蹟（中）」『筑紫史談』第叁拾壹集、一九二四年、二七頁、並びに荒井編『福岡県碑誌』七九七～七九八頁による。

(30) 百道「福岡出世五人男『博多万屋組』記録 十八」「九州日報」一九三五年一月十九日。

(31) 百道「福岡出世五人男『博多万屋組』記録 百七」「九州日報」一九三五年五月二日。

(32) 黒田家文書「秘記寺社御用帳」（一八五五年・五六年）。参考までに蘭陵の略歴を紹介しておく。

(33) 師は早良郡姪浜の人年二十二郡下神湊町隣船寺の住職となる時文化九年当時稀なる善智識にして德行高く檀徒敬服せり寺務の傍子弟の教育に尽力すること熱心懇切を極む常に其門に出入し教を請

ふもの五十人を下らず教科書としてはいろは、名付、村名付、郡名付、商売往来、文儀、実語経、陰徳説、論語等の諸種にして人によりて適當に之を課せりかくすること二十三年地方の学風大に挙る由来神港は郡の北部海浜の地にして漁民多く随て風俗も亦宜しからず然るに師の教化により風儀大に改まり今日に至りても語偶師に及べは忽ち襟を正しくする者あり以て其人格の一斑を知るに足る嘉永元年年四十五拔擢せられて我筑前の名刹崇福寺の大和尚となり令名愈高く徳化愈治し享年六十五同寺に遷化す（野口美造「宗像遺徳集」一九一四年、四七丁）。

(34) 百道「福岡出世五人男『博多万屋組』記録 廿一」『九州日報』一九三五年一月二十二日。

(35) 三松莊一編『福岡県先賢人名辞典』文照堂書店、一九三三年。魚住家は慶長の頃、黒田孝高に随い播磨から移り住み、重昌―重明―重次―清利―清伸―明倫―明誠と七代に亘り黒田家に仕えた。

(36) 大熊浅次郎「幕末福岡藩の偉材 金子才吉事蹟(上)」『筑紫史談』第叁拾集、一九二三年。

(37) 笹淵勇編『福岡商工会議所百年史』福岡商工会議所、一九八二年、六頁には、蒸気船の購入後、グラバーより又七に贈られたとされるグラバー本人の肖像写真が掲載され、その裏面に又七による次の記述がみえる。

英国スコットランド商人トン・ゴロラル 崎陽之里俗ガラバト云 慶応元丑冬十月於長崎蒸気船エルギン改名環瀛丸外ニアセラス蒼隼丸当藩主黒田家ノ為メ右舷ヲ洋銀拾五万ドルニテ右商人ゴロラルヨリ買求メ候節為乍懇切同人ヨリ此肖像ヲ我等ニ送

り来ル

ゴロラルとはトマス・グラバーのことである。同時代の日本側の史料では、「ゴロウル」「ガラバ」「ガラブル」などさまざまな名前が登場する（杉山伸也『明治維新とイギリス商人——トマス・グラバーの生涯——』岩波新書、一九九三年）。なお、右の二隻はグラバー商会が所有していた Elgin と Ayrshire Lass のことであろう。又七がアセラスと記しているのは、発音の聞き取りによるものと思われる。ただし、二隻の購入において注意すべきは、一八六五年、確かに二隻は福岡藩に三ヶ年賦で売却されるが、さらに、Ayrshire Lass は宇和島藩へ転売されている点である（石井寛治『近代日本とイギリス資本——ジャーデイン＝マセソン商会を中心に——』東京大学出版会、一九八四年、二四七頁、二五三頁注9）。とするならば、Ayrshire Lass がのちの蒼隼丸であるのかどうか疑問が生じる。先行研究においても、Ayrshire Lass を蒼隼丸とする見解（安川『物語福岡藩史』四七二頁）、Emperor を蒼隼丸とする見解（多田実「幕末の船舶購入」『海事史研究』創刊号、一九六三年）などがある。

しかし、又七が蒼隼丸という名の船で回漕業に従事していたことは、一八六八年の外国軍艦襲来事件から明らかである。さらに、又七は藩からの払い下げに際して、熊谷家の総本家である熊谷藤五郎家（朝倉郡松末村星丸）に保証人を依頼し、藤五郎はそれを引き受けている。代々、製蠟業を家業とする熊谷藤五郎家は、幕末期以降、又七を通じて大坂蠟相場の情報を得ながら、蠟を売り捌いていたためであろう（蒸気船蒼隼丸代価御見合として左之田地書入申上候

証書之事」熊谷家文書一七七一、「書簡」熊谷家文書二四七四、二五三一、二五四八、二五五一、二五五三、二五七五、二五七九、二五八二など。九州歴史資料館所蔵。

では、一体どの船が又七に払い下げられたのか問題となるが、現在のところ確定できない。この点については「幕府および各藩の収蔵する船舶その合数、無慮数百艘に下らずと雖も、その内或いは船体老朽、一朝にして廃棄するあり。或いは颶に遇い、礁に触れ毀壞沈没するあり。或いは他に転鬻し、また改造してその名号をあらたむるあり。その沿革廢存、一にして足らず。況んや当時登簿の規程あることなく諸氏録する所皆一隅の見聞に止まり一定精覈なるを証明するに由なし」（勝部真長・松本三之介・大口勇次郎編『勝海舟全集13 海軍歴史Ⅱ』勁草書房、一九七四年、三五八頁）といわれるような史料的な制約にもよる。今後の課題としておきたい。

(38) 事件の顛末については、アジア歴史資料センター「神戸港ニ於テ備前藩士暴動発砲ノ際外国人ニ抑留セラレシ筑前藩蒼隼丸船及久留米藩晨風艦損失救助願一件」（レファレンスコード B08090131200）に詳しい。

(39) 咲山恭三『博多中洲ものがたり 後編』文献出版、一九八〇年、二頁に当時の簡単な地図があり、参考になる。

(40) 林大寿「熊谷又七翁と博多最初の精米所」『福岡県人』第十二巻第五号、一九三四年、並びに「福博における煙突の元祖（中島精米所）」『九州日報』一九〇一年三月三十日、江頭光『ふくおか一〇〇年』清水弘文堂、一九八九年、二二三～二四頁。

(41) 『福岡県会沿革誌』一九二七年。

(42) 荒井編『福岡県碑誌』、並びに笹淵編『福岡商工会議所百年史』を参照。

(43) 石炭仕組については史料の制約が大きく、必ずしも充分に明らかになっていないが、現時点において、第一に参照されるべき研究として、柴多一雄「福岡藩の石炭政策について」（長崎大学『経営と経済』第七六巻第三号、一九九六年）が挙げられる。

(44) 伊東「松本平内事績（上）」四二頁。なお、弾正繩の一般的な理解は次のようになる。年貢米は福岡の永蔵へ運ばれ、その大部分は切扶の家臣の扶持米・切米として支給され、一部は大坂へも送られ藩財政を賄う。移送に際しては、米粒が目こぼれないように頑丈な作りを要求されるが、福岡藩の米俵は移送中の米崩れが多く評判は芳しくなかった。これを幕末期に立花弾正が年貢の入実俵拵を厳重に指示し、大縄で米俵をきつく締めるように命じたことから「弾正繩」と呼ばれた。弾正繩により俵の「耐久力」は増して米崩れも減ったが、他方、農民の負担・労力はより一層大変なものとなった（伊東尾四郎「福岡藩旧事叢話（八）」『筑紫史談』第貳拾壹集、一九一九年）。それ故、安川が述べるように「農家ニ苦情ガアツタ」のである。

#### 【付記】

熊谷又七については、後藤正明氏（福岡大学研究推進部）より貴重なご教示を頂きました。また、九州歴史資料館学芸調査室の方々、並びに久恒真由美氏に種々ご配慮を頂きました。記して、深くお礼を申し上げます。

## 凡例

- 一、漢字は原則として常用漢字を使用し、常用漢字にない漢字は正字を使用した。
- 一、平仮名と片仮名は原史料のとおりとし、濁点の有無もそのままとした。ただし、変体仮名は現代仮名に改め、合字も（卍はトキ、ㄱはコト、ㄴはより）仮名に改めた。
- 一、翻刻者が加えた傍注は「」に入れて示した。ただし、当時慣用の文字については傍注を付さず、そのままとした箇所もある（例 採堀）。
- 一、本文中の字句の抹消・訂正については、修正後の字句のみ示した。
- 一、欄外の書き込みと本文中の字句の追加については、本文中に組み入れた。ただし、四十丁の端に別筆で書かれた「安川翁自筆」の字句は、例外として組み入れていない。
- 一、適宜、句読点を付した。段落の変わり目は原史料のとおりとしたが、判断が難しい箇所もあり、翻刻者の判断において変えた箇所もある。
- 一、虫損による判読不能な箇所については、文字数が判明する場合は□、不明な場合は「」で示した。
- 一、原史料は伊東尾四郎文書・史料番号五四四（九州歴史資料館所蔵）である。

### 事業略歴 附小訓

（縦二四・五cm、横一七cm）

#### 略歴

嗣子清三郎曾て余が来歴を叙し、且談話を乞ふたが<sup>マコト</sup>ある。特異なき普通平静なる来歴を述べたりとて何の詮あるべきやと、其ま、打棄ておきしに、本年満八十年の老齢に達し、余が子として兄弟三人及女子一人の間に、男孫二十四、女孫十八を数ふるの幸慶を得た。女孫ハ他に嫁娶すべきであるが、男孫の多くは各自に家庭を作るであらう。亡叔兄松本家を継げる健次郎長男幹一郎は既に三十六歳を算し、清三郎長男寛は二十七歳に達した。男孫二十四中の最年少は堀内敏夫の四歳であるが、既に世路に活躍しつゝ、あるもあり、数年ならずして其境に達すべきも少なくな。余が健康状態は上天期迫れりとは思惟せぬが八十一歳の老齢であれば其変化は保し難い。依て人世禍福吉凶の凶り難かりし実歴を略叙して置くとも汝等後生の考慮として無益でもあるまい。故に之を略叙し談話し、他日の参考とせむ事を望む。

余は嘉永二年四月十七日（陽曆五月九日）、黒田藩主の下士徳永家の末

男に生れた。出て、安川家の養嗣子となつたのは十六才の元治元年甲子の十一月である。当時封建制度の階級を墨守した時代で、今でこそ滑稽じみて居るが、其当時では士農工商と称し、四民中、士が最上位を占め農工商に対しては甚しい空威張りをやつて居た。農商工業者の汗水たらして独立自活の業務に努力を払つて居たのに反し、士の本分としては選抜せられた役人を除いては唯有事に際し君の馬前に討死するといふ粗狂なる覚悟の外何らの責務もない。極端にいへば徒食の徒に過ぎない。小禄の下士は生活補足の為め農工は自由であつたが、牙籌を執つて輸贏を事とする事は嚴禁せられて居た。それが明治四年七月廢藩置縣中央集権の實と一変し、士の本分を解き、四民平等自活の道を取らしむ事の自由を与へられた。此時長兄徳永織人没し、叔兄松本潜三十二歳、季兄幾島徳二十八歳、余は二十三歳であつた。先是余は藩政中の小吏を辞し、藩費学生として静岡藩校に留学したる際、勝海舟翁の勧告を受け、遅時なから少年生に混し洋学に志したが、僅かに半年許にして長兄の喪に遭ひ帰県した。此際長兄の死に臨み遺書して曰く、叔季共に齡既に闌なり、末弟尚就学の余地あり、我死後互に敬愛友情を尽し、よろしく前途の長計を立てよと、而も友愛濃なる叔季が余の遠遊を欲諾したので、四年冬東京に出て再び幼年生に伍し、五年冬まで辛くも學費の継続を得たが、四圍の事情は到底安易なる学生々活を許さない。折から在京先輩の勧告もあつて五年冬一旦帰県し、当時両兄が経営しつゝ、ありし炭坑をも一見はしたが、二兄と共に就業の意思もなく、六年初春上京して先輩の勧告せし業を試みしも成立すべとの自信もなく、さりとて學費の出所なきのみならず、顧みれば年齢既に二十五歳の晩學、到底達成の望なきを感じし折柄、再び先輩の珍妙なる企に参加し、六年を空過して仕舞つた。然

も久しからずして之とも關係を断ち、無已屈辱を忍んで腰弁より発足すへしとの覚悟をさへ極めつゝ、ありし折柄、二月下旬案外なる飛報か叔兄より到達した。幾島国難に名譽の戦死、直に帰県せよといふのであつた。余は実に驚いた。概難悲憤茫然自失を禁し得なかつた。先是一月、西肥に江藤氏暴拳の兆ありとて、在京中の先輩某が政府の特命を帯ひ帰県するに際し、今回西肥の乱に就ては幾島の如き最も活働を乞はねはならぬとの意をさも得意氣に漏らして居た。之を黙聴した余は心窃に思つた。季兄が当時の政庁に不快を感じて居たのは昨年帰県中親しく熟知する所である。殊二季兄の執拗なる個性は兄弟中の最である。藩政中兵事に関係せしといへ、今更何むでお味方党たるへきやと少しも意に介せなかつた程であるのに、今遽に名譽の戦死とは怪訝に堪へない感じがした。然し彼是を考ふるの余地はない。多忙行李を収め帰途に就いた。其當時交通機關の不備なる遠洲洋の逆浪に二回も下田航に逆航したような次第で、案外日数を徒消し、漸く三月上旬福岡へ帰着、叔に接見漸く季が藩政中兵事を共にした同志の協談に傍觀し得ざりし事情を聴取した。今更何と愚痴つても詮なし。善後策を議した結果炭坑業に従事するの外なき事情となつたのである。

### 炭坑業初度の蹉跌 余の決意

諺に人間万事塞翁が馬といひ、又禍福は糾へる繩の如しともいふ。是は老老子<sup>⑧</sup>に、禍兮福之所倚福兮禍之所伏 とあるのに出たのであらう。禍に面喰つたのが後年の福となり、福と微笑漏らした奴が禍之伏する所ぞといふ道教である。余が約六十年來の実歴を回顧すると不可審議<sup>⑨</sup>な程

之に該当するものが数次である。それは余が宿志頓挫の事情と石炭坑に終生するに了つた実歴が雄弁に物語つて居る。今前途遼遠の運命を有する少壯諸孫に物語つて置くのは、後年の参考ともなるべく信するからである。

余が炭坑に手を染めたのは如上の順序である。抑々叔季か石炭堀を決意したのは叔の発意であるが、業務は総て季が専任したのであるから、季の没後は叔も操業上の呼吸は素人に過ぎなかつた。当時余は窃に期待した。一先づ整理に一段落を遂げたい、而も再び上京の志望を全く擲つてはゐなかつた。後に考へると是程愚にも付かぬ迂濶さはない。小事業てこそあれ小店の取片付けと違ひ、開坑資本の固定に対する負債もあれば、同情ある村民との明約もあれば默契もある。種々複雑なる關係を数へて見ると、直に整理し得べしとの空像は滑稽至極であつた。斯むな門口の東西さへ弁へて居ない迂濶さで整理の成るべき筈はない。其比の小規模なる経営成否の要諦は、先づ労働者操縦の巧拙が第一であつた。其呼吸が全く呑込めて居ない。剩へ其年は石炭消費量の減退恐慌來で、所謂泣面に蜂其ま、の為体くで忽ち一敗地に塗れて仕舞つた。当時の流行語に殿の商法なる冷語があつた。是は商買（買）知らぬ士族が百発百敗を嘲笑した失敗の代名詞に取扱はれて居た冷語であつて、余も亦此の誹謗に漏れず、散々なる憂目を見たのである。斯う行話つては上京の再拳とは夢幻泡沫、鵬程万里の志など、豪語所か喁の音も出ない。それでも失敗の一年間には労働者操縦の呼吸も自ら得る所もあり、多少にても牙籌の親しむべきをも解し得た。最初の已を得ぬとの心機は一転して断乎として營利に専念し、終生煤烟に燻るべき決心を固めた。事実斯く決するの外道はない。普通に考へると斯う成り果て、は手も足を出つべきようなく、倒産の外

なき訳であるが世の中は実に測り難いものである。窮通の理の存する所か將た妙機とていふのか判定し得ぬものがある。昔から貧しき者には故人疎しとさへ伝へられて居る。況や人情に薄き澆季の今日、既に窮地に落伍した我々は一顧だに与ふる者なかるべき筈なるに、茲に快心の後援者を得たのである。それは堺惣平といふ老爺である（今の加野宗三郎曾祖父）。彼は眼に一丁字もなき者であつたが、活達豪快な老商で、博多商人には珍らしき俠氣を帯ひた変り者であつた。彼は叔兄とは旧知の關係もあつて營業開始からの後援即ち債権者であつた。殊二季兄出陣の際は、軍資と申程ではないが軍中準備として要望するまゝ、に若干金を（戦死せは香典の約）贖の積りて投して呉れて居た。彼が義俠に甘んじたといふ次第ではないが、債権者としても失敗の顛末を自白せねばならぬ義務がある。然し彼は炭坑業には信用を置いて居なかつた。曾ては二兄に警告をも与へて居たと聞いて居たから、同じ炭坑關係ではあるが、一時の方便として、今後堅実なる特異の新計劃を具して意見を叩いた所、慧眼なる彼は直に賛同を与へ、僅に一二回の交渉で前債の停滞を猶予するのみならず、新計劃に対する資金の融通をも与へて呉れた。地獄で仏といふが、是は又現世の仏心、真に感激に堪へなかつたのは今尚忘れ得ない。然るに其年は僥倖にも前年に反し斯業の天恵を得た年柄であり、余も又前年の錯誤によつて自得した所もあり、俚諺にいふ嘘から出た真言でもないが、幸に老爺の値遇を空ふする事なくして済むた。仏者の方便も時に取つての重宝を感じた。其後数年間は豊凶交々たるの状態であつたが、事業に対する自信も加はり、他の信用も厚を得たのである。

同十二年と記憶するが、当時の県令故渡辺清が、三池炭坑技師（当時八百ボツ業であつた）ター氏を聘して、鞍手嘉穂郡の石炭礦床を視察せしめ（マツ）ことがあつた。其

實際は乞に応じて我か開坑場をも視察して呉れた。彼の説明によつて特質を含める良礦なるを知悉し（即ち焦煤原料に適するを云ふ）直に礦區を拡大したのであつた。是が後年八幡製鉄所に譲与した二瀬炭坑其物である。

同十六年に政府は鉾山局技師を派遣して、鞍手嘉穂田川遠賀各郡の礦床を調査せしめた。此當時地方には斯界の学者もなければ経験者もなく、地質并に礦床連亘広狭等をしては一人の具眼者もないといふ有様であつた。為めに到る所小坑區に分立して、浅き地層の下に姑息なる採掘を企るに過なかつた。是が狸堀りの称ある所以である。派遣技師か地層の講積礦床連亘の説明によつて初めて採礦法を啓発せしめられたとは何たる迂濶さであつたか。顧みて慚愧の至りである。此時代もまだ激変とはいへないまでも、海に陸に石炭消費量の漸増を來したので、小規模ながらも十七八年に亘つて二瀬坑の疏水工事を竣成して生産費削減に成功した。併しなから此期間まではまだ炭坑業に対する金融業者の信用は零であつた為に、事業といつても僅かに地方二三の個人的高利貸業者より、幾千円程度を掻き集めての経営に過ぎず、急速度に事業の拡張を企図する機運には達し兼ねたのである。

### 機械応用之機運

先是四五年前、神戸石炭商岡田又兵衛氏と（旧岡田平蔵と云ひし番頭に尾上して、平蔵か後岡田と自称せしもの、如し。彼は井上馨の因縁の下に尾猿銅鉞を政府より私受けし豪商をして名を博せし者也）石炭取引を開始せし以來、相互衷心相許すの間柄となり、十九年冬、今の明治第一坑

開鑿を企つるに際し、揚水及石炭搬出に汽力応用の企劃に対し、其予算の大部分の融通を款諾した（式万円と記憶す）。其結果は延ひて地方金融業者にも好影響を及ぼし、茲に初めて数万円投資の自由を得たのである。恰もよし二十年より二十二年に至る期間は石炭順境時代であつたと同時に、汽力応用は同業者中二三の人後には落ちて居たが、明治第一坑百八十呎（直方下境目尾の三坑は共に百八十呎の堅坑であつた）の開鑿が先輩のそれに比し、可驚急速度に達成したのが動機となつて間接には二十二年赤池坑開鑿の媒介ともなつた（明治坑開鑿の速達は労働者操縦にも得る所あつたのも其一ではあつたが、事実地方にてダイナマイトの使用が明治坑を嚆矢とした力が多に居る）。赤池坑は明治に比し七十呎の深坑にして、機械装置を始めとして総ての設備が之に準せねばならぬ。其為め資力を得るに困惑した。之が或る動機から東京某有力者（初）から数万円の融通を受けたので、兎も角石炭採出点には漕よせた。而も尚設備の欠点不尠、加ふるに二十三四五六年と打続く不況時代は、益々資金調達（初）の困難甚しく、彌縫的融通に焦心苦慮した。此際東奔西走の騒々しさを追思すると、当時こそ事業開始以來の最難期と謂つてよく、殊に此際有力なる債権者の急激なる督促は、殆ど事業継続を断念するに至るも難計とまで思はしめた。然し人間誰とて、血もあれば涙もある。最後の交渉には余に取つてのつ曳ならぬ点があつた。所謂喉を扼して背を搏つ底の窮所を衝かれ余義なくも余は胸裏の秘事を淡泊に自白して苦衷を述べた。それが却て人情を動かし得たとも云ひ得られよう。兎も角一時難境を打開し得て、果ては互に相顧みて哄笑を漏らすに至つた。

総して人世運命の循環は四時の推移と同しく、严寒凜烈の極は一陽來復温暖の伏在する所である。逆境必ずしも憂ふるには足らぬ。人事の常道

を履むて岐路に脱線しきへせねば自ら通するの機運に達する。窮通の理は茲に存すると信する。日清戦役の勃発は二十七年秋である。当時の事情を顧ると、列強国は支那を眠れる獅子と評せし者さへあつた。我が国民さへ有識達觀の少数を除いては、必勝の望を懐ける者は寥寥たる有様であつた。為めに一時財界は恐怖に襲はれた体であつたが、いざ実戦となつて見ると、陸に百戦百勝嚮ふ所前なき勢で、暮年を出でずして、月掛冠は我に帰し、償金割地に国威を發揚し得た。是は明治以來培養し來つた国力の試金石であるからして、当初に国民が一大国難と感したのは無理もない。斯くて全勝の結果は列強の信用をも高め、償金の流入ともなつて各種事業の勃興を促した。燃料需用の激増は直に我業務の發達に大なる刺激を与へた。併しなから久しく瘡痕に呻吟しつゝ、あつた末であるからして、蘇生とは云ひ得るが未だ以て事業の基礎が確立したとの輕信は許されない。其確信を置くに至つたのは実に日露戦役全勝の結果である。該役こそは実に皇国の興廢此の一举に在りといふ程の国難であつた。されば私の贏ち得た予期以上の成績も所謂僥倖で自己活動の力ではない。云ひ換へれば、国難が反比例に能力以上の天恵を齎らしたのである。三十九年に明治専門学校設立を決したのは、この天恵に奉謝すべく微意を致したのである。紡績工場の新設も此意を含むでの企て、あつた。

### 事業發展期

以上略述せし如く事業としては今日有為の時代に應じては見るにも足らぬ小規模で、勿論志を達し得たと云ひ得られぬが、家政安固子孫教養

の資に不足なく、時代後れの余としては父祖の義務を完了し得たと信せしに、幾何もなく四十年秋に意外なる変事が突発した。それは自己の事業に關して、はない。故平岡浩太郎が経営せし豊国炭坑に瓦斯爆発して式百幾十名といふ驚くべき死亡者を出した慘禍である（平岡は三十九年冬病没した）。余は故友に対する友誼上傍觀し得ざるは勿論直に往訪した。松本は我が従業技師を伴ひ來坑した。豊国坑、当時の責任坑長は、債権者たる三井鉦山会社の技師であつたが、炭坑では直に密閉工事を完了し、三井直營の各坑山技師達參集し善後策講究中であつたが、適當なる復旧工事の準備を整へ、いざとて密閉を開放せし其瞬間、第二の爆発に罹つて再び密閉を余義なくした。是は瓦斯爆発に伴ひ炭層に火災を起した結果であるとは、斯業者一致の觀測であつた。そこで消火作業が先決問題となり、其審議の結果注水の外なしといふに決した。

然し注水は最後の手段ではあるが、斯くしては復旧工費に容易ならぬ巨費を要し、且鉦床毀損も甚大であるとの意見が、久しく故友に従事せし諸氏によつて提議せられた。而も浩太郎嗣子良介は（今は故人となつた）當時未だ事業に經驗なきのみならず、現に数百万円の債務を背負つて居る外、更に数百万円の復旧費を得る事は殆ど不可能に近い。斯ういふ難問題の爲め、良介及近親、浩太郎以来最も深き關係ある二三審議の結果、当時債権の大部は三井家である、且販売権の受托者でもある關係からして、寧ろ現債務全部の外、平岡家の維持に要する金額を定め、それを価格として坑業権を譲与するに如かすとの結論となつた。そこで余は一同の懇情に應じ、具体案を作製し交渉の衝に當ることになつたが、折衝は不幸にして絶対的不調に了はつた。其結果としては故人との友誼上此ま、看過する能はざる行懸りとなり、平家一同及關係諸氏の懇情に

より、対三井交渉条件を其まゝに事業を引受けねばならぬことになった。余は事業開始以来債務償還には毎々困難し、漸く日露役後初めて清還を全ふした所に、暮年ならずして再び豊国現債の全部、平岡家維持基金（総て利付償還の約）及復旧に要する数百万円支出の覚悟を極めねばならぬので、再び莫大なる債務者となつた。

然し難物視せられた復旧工事は注水法をよらす、我従業員挙つて懸命の指導宜しきを得たので、火災区域の案内広汎なりしに不拘、一人の犠牲者を出したのは遺憾であつたが、兎も角坑内掃蕩には成功した。塞翁が馬なる諺はこの故実にも実顕した。其幸運は十年後に恵まれたであつた。それは即ち歐洲大戦が齎らしたのである。此の予想意外の幸運は全債を償ふて余りあるに至つた。勿論豊国坑のみならず、在来経営の赤池坑、明治坑及紡績工場も世の好況に連れ、比較的労少なくして小黄金水に見舞はれるといふ有様であつた。然し禍福は糾れる繩の如しで、僥倖の臨時暴収は又従つて無謀無慮の対支事業の惨敗に失はれて、今尚意外なる巨額の債務を背負つて居る始末だ。思へば余は徹頭徹尾債務とは離れ得ない宿縁と見ゆる。

## 引退後の全敗

余は大正七年七十歳を期し、満六十九年ナリ、業務最盛時に引退したが、健康不良からてはない。後進の道を開かむとの意思に出たのである。先是日支親善の実を挙ぐるには共存共栄を基調とせねばならぬとの素論であつた。其実現を見るべく一賽を投じたのは、思へば畢竟尚娑婆に未練が残つて道楽の錯誤であつた。其一是奉天省大窩溝炭坑投資の全敗であ

る。熟考すると輕拳とも無謀ともいふべき愚拳たりしは面目もなき次第であつた。其二是漢冶萍煉鉄公司との合弁的製鋼業の錯誤である。是は開談当初から数年間の交渉を経て相当考案を尽したのであつたが、最も緊要々件であるへき一の思慮不足の欠点の爲め、既に工場設備が完成期に達してありしに不拘、漢冶萍公司の悲運は事業開始を不可能に陥らしめた。論議の余地なしとはいはざるまでも、到底無い袖を振はしむるの無効なるは明かであるからして、是も亦我が全損と覚悟し背負ひ込むだ（昨年十一月七日暫定的製鉄所委任経営締結によつて工場が無用物とならざるには至つたが投資額の償還には遠いのである）。其他の小錯誤を通算すると約参千万円を空費した計算となり、今尚約壹千万円底の債務を帯ひて居る。実は古稀の誕辰を期として事業の全部を後進に譲りながら、支那国民性をも解し得ない僻に、理想的日支親善とか、我国煤鉄両鉱物の前途不安とかいつて、資力不相応な最後の一賽を試みたのが累を爲して今日に至つても尚後進に累を及ぼして居る。但し各事業の現況を通観すると、余が引退当時に比すれば事業は相当膨脹<sup>（膨）</sup>もし設備も完成したと見認めらるゝ。されば余が本来の意思である所の事業本位、排安主義からいへば、寧ろ理想的境地に立つたと誇示してもよいであらう。敢て瘦せ我慢と見る事なくは幸である。

## 総論警告

要するに余が事業に手を染め足を踏込むて以来、五十五年間の経歴は略述した通りであるが、明治七年当時の石炭消費は旧式の塩田燃料が主で、汽車は勿論、海運用とても挙ぐるに足らぬ。殖産工業としては都鄙を通し

て見るべき程の物はない。此時代に世人に顧みられて居ない燃料に注視したのは、前途世界の趨勢を達観したのであるなど、強弁に法螺も吹き得られぬではないが、事實は冒頭に述へし通り、家庭維持の窮策に余義なくされたのに過ぎぬ。全く無味活澹無策の一句に尽くる。近代の流行語に策士策に斃るといふ。天質小伶俐にして小細工を事とする者が多い。彼等は一時俗受けよくて何等か成功しそふに見へて、終に不成立に了る者は尠なくない。是は根本たるへき強弘剛毅心が薄くて、不屈不撓の精神修養が乏しいからである。余が明治七年帰県後業務に憂目を見ず、予期の如く整理に一段落を克ち得たと仮定し、空疎な豪傑気取りて、再び帝都に飛出したとせむか、天質の特長とて何ものもなく、到底晩学といひ芸能を以て成功すべくとは思へない。されば社会の游泳術に短なる余は、何等為す所なく腰弁の徒に了はつたであらう。或は方面を転換し政党間に身を投したとせむか、第一要件である詭弁にも横着にも短なる資質は、衆の容るゝ所とはなり得なかつたであらう。況や近代政況には時に応じ變に処するの機智は勿論、嘘突の必要さへある。是等は余の短所であり又甚好まぬ所である。是を思ひ彼を懐へは、七年惨敗の結果、足を糶桶に突込み、終生煤烟に燻るべく覚悟したのは、賽翁が馬其ま、落馬の奇禍に行動の自由を奪はれたため、偶然にも禍転して福となつとも云ひ得らるゝ。即ち老子の謂つた禍兮福之所倚を現実した古哲之金言其妙味ふへきを脳裏に深く刻した。

御身等は長き前途を有して居る。志しさへ雄大にして其業務に堪へ得る気力あらは、翼を万里の外に伸す機会は必ず掴み得らるゝのである。若し透迤不振小膽畏縮せは、軒先の燕雀に終はらねはならぬ。其執るへき業務は自己長所と嗜好によるべし、各自の選択を牽制する意は有せぬ。

然し何物を選ふにしても志望の遠大を期すると同時に、堅忍不拔難関を踏破するの懐抱なくてはならぬ事を勧告する。

是れ人間世に在りての義務であり又国家社会に奉仕の責任である。安を偷むても人生百年を出てぬ。一世を風靡するの雄圖は万世不朽である。目的の貫徹と否とは今正に其時である。老耄の婆心と軽視するなくは幸である。諸孫須く諒焉。

## 追記二章 其一 二章の旨意は本章に述べたのを稍具体的に細説

古人は為子孫不買美田と豪語した。是は国家の為には一身一家を抛擲してか、らねばならぬとの豪傑の士の本領である。前漢賈誼か言に、為人臣者、主爾忘身、国爾忘家、公爾忘私とある意に異ならず。

明治新政創建の偉勲者の多数ハ実践躬行したのである。時代の推移變遷激甚の今日でも、国家を本意とする此意気がなくてはならぬ。併し既に世界列強に待峙しての今日では、国防の充実、民衆の安寧を保つに物質に憑らねばならぬものが頗る多い。そこに産業立国だの経済的軍備などと唱へられて功利主義の政策が必要である。昔の単調な猷身的活動振りのみが国家に奉仕する所以とはいへぬ。国士たるものゝ本領も多屹多端である。人各々面の同しからさるが如く長短もあれは嗜好も均しくない。政治軍務等に適した人物もあらう、事業に又は商業貿易の適才もあらう、学問芸術に堪能なるもあらむ、諸種の研究に興味を有者等、数ふれば際限がない。其何れを撰ぶとも畢竟艱難刻苦艱難に処して困憊挫折せぬ程の抱負と気概がなくては、終に呉下の阿蒙に了はらねばならぬ。今日は働らき甲斐ある社会に生を受けながら有るかなきかの贅物に終焉する

するの(一)は情ない次第である。此の意味に於て余は座しなから安静穩健のみに一世を過ぐす事を欲しない。脳漿も絞れ、体力も尽せといふのである。例えば財産が案外豊富になつた、家政維持以上多少の贅沢を貪つても差支ない。この上は事業だの商業だの、多少危険性を含むものに投資せずとも、寧ろ公債類を保有して永世に安全を期するならば、脳漿を絞る事も、体力を勞することも、比較的必要ないとも云ひ得られよう。然し是では祖先の隋力余光による高等遊民に過ぎぬ。況や物質は使用するに従ひ消耗するに反して、脳力は使ふに伴つて増殖する。されは無事安全などを以て処世の秘訣と心得るのは大なる錯誤である。須らく自己の脳力を尽し、日に日に工夫を新にして、頂天立地、自己の活動力を憑みとするより善きものはない。一言にして云へば祖先の余瀝を嘗むるな、自己の脳力に衣食せよと警告するのである。是が又国家に奉仕する所以である。そこで鉱工業の如き脳力体力併せ勞するの必要あるものを撰むて後進に譲るを家訓としたのである。紡績工場の設立も、電機製作工場を興したのも、此意味からである。然し工場は営利である。投資に対して、脳力体力に対しても、其報酬予算を第一に置くが当然である。是は単に自個の損益に關するのみではない。是等産業成立の集合が社会の進運を來し、国家隆昌の基となるのである。現に紡績業は余の理想が徹底した。電機製作業は未だ投資にも努力にも酬ひられて居ない。是は敢て経営の拙とか努力が足りないといふのではない。周囲に簇設せられた同業工場の競争激甚なるによるのである。然し如今製品信用増進の結果は面目を改めつゝ、ありといふ。維持さへして置けば前途の望なしといふのではない。所謂磁器ありとも時を待たねばならぬ理で、機運の到來を待つべく、忍耐持久、最後の勝利を得る大覚悟を以て任せねばならぬ。

## 其二

清三郎が明治二十五年の比(十六七才の比と記憶す)、島田純一氏の家庭に寄寓し、慶応義塾へ通学の時である。或る時書中に洋行の志望を述べて來た、曰く、私も父上の事業を継承すべく、就て外国留学、鉱山科を修めたし云々とあつた。余は其志望を否認した訳ではなかつたが、汝既に成年に達して居る(藩政時代には十五歳にして軍役の不文律があつた)。況や今日は多岐多端、前途有望の時代に遭逢しながら、余が如き小事業にのみ注目するとは余りに抱懐する所小ではないか。汝は汝独創の了見を定め、新機軸を劃すべき抱負と氣概とを以て進まなくてはならぬと鼓舞したのであつた。其回答に真に恐縮した、嚴父の御意思は不肖正に諒解した、専門と外遊とは暫く置き、自己了見の確立に勉むべしと謝つて來た。後に此顛末を島田氏に談話せしに、それは少年として好い心懸けてはないか、それを苛酷な叱り方を余りに不慈悲に類すると云つて居た。実は島田のいふ所に無理はない。余の真意は別に存して居た。即ち当時の業績は最困時で、果して継続し得るや否は疑問であつた。従つてその万一の場合を予想し、汝は他の助に倚らず、獨創的業務を見出さねばならぬとの意味を言外に含むて、殊更に苛烈な一棒を加へて鞭撻した次第であつたのだ。

今日は其当時とは境遇に大なる相違がある。軽からぬ負債こそ背負つては居るが、炭坑業の確立以外二三の工場成立して居るのは汝等の見る所である。余が数十年間、辛酸を嘗めて築上げた事業を、汝等の力によつて更に隆昌に進めたいと希望するのは人情である。汝等の中既に成年以上に達した者は、其嗜好も長所も定まると同時に、余が衷情も諒察し得

へし、須く此辺深き考慮を払つて余が返らぬ旅程の驢にしてもらひたい。然しまだ幼年が多数であるからして、才識も長短も嗜好も固より均一であるまい。故に甲は是を擇べ、乙は彼を執れとは強要せぬ。自己の信念と嗜好とにより、政治であり学問であれ、其志望を達すべき後援に躊躇はせぬ。但茲に最も緊要なる一事を警告して置く。志望達否の判る、所と信するからである。一時の座談に過ぎぬと軽視せず、深刻に脳裏に斂め、夢寐にも誼る、ことなきを切望する。元來余が事業に終始したのは、長所でもなければ、嗜好からでもない。家政に余義なくされたのは縷述の通りである。而も無一物の浪人に均しき時代であつたれば、苦心慘憺の状は並大抵ではなかつた。それが天運といふのか僥倖といふのか、小事業ながら普通には成し遂げたといへよう。これに比すれば汝等は業務を擇ぶの自由応援者を有して居る。然し是が果して幸か不幸かは判し難い。其表面のみを見れば幸福といへるが、其裏面を省察すると、反て荊榛を披いて百難を<sup>(ト)</sup>荇除すべき氣象手腕錬磨の機会に接し難い憾みありともいへる。所謂艱難汝を玉にするといふ金言に接し兼るのは寧ろ不幸といつてよいかもしれぬ。兎に角処世上万艱を凌駕すべき妙味は能能會得し居らぬと、唯後援を憑みに、却て勇往邁進の氣を薄弱ならしむるの虞れは、世間往々にして有り勝の事である。戒心すへきの要は茲に存する。汝等心を磨いて能々諒悉せよ。

孟軻氏曰

天將降大任於是人也、必先苦其心志、勞其筋骨、餓其體膚、空乏其身

平田篤<sup>(龍)</sup>氏道歌に

為せはなり 為さねばならぬ 成ることを成らぬといふは 為さぬなりけり

昭和四年冬稿 安川撫松自記

こは昭和四年十一月の起稿にして、今を距る事僅に二年弱、而も世界の大勢社会の狀態に著しき異同あるを視る。後年篇中墨守を要せぬものもあらむ。変に応し事を処するは後生の任務である。宜しく余か真意の存するを究めて、処世を謬らざる事を誼るへからず。

昭和六年七月 安川撫松追記

八十三歳

曩日御噂アリシ松本平内翁が焚石会所（外生蠟鷄印<sup>⑧</sup>等地方産業興立ノ旨意ニ於テ創立セシ刻ヲ仕組方ト号セシモノ、如シ。故熊谷又七タル者ノ談話ニ思ヒ合ハスレバ、米穀權買法モ此ノ部内ニ属セシニテハナカリシカ<sup>確見トハ云カタシ</sup>）左ニ僕ノ記憶ヲ記ス。

明治七年、季兄幾島徳カ佐賀江藤ノ乱ニ戦死ノ後ヲ受ケ石炭狸堀の業務ヲ繼承セシ後、九年ニ販売店ヲ設ケ、十年ニ昔屋港ニ転居セシ比、廢藩當時迄、焚石会所監理セシ属吏ニ柴田園生ト申セシ者アリ。固ヨリ彼ハ<sup>刀巻</sup>筆刀ノ属吏ニシテ、經濟ノ根本義ヲ會得セシ識見アル者デハナカツタガ、但シ石炭採掘ヨリ販売ニ至ル迄ノ経路及ヒ農民副業トシテ其資本ヲ藩政庁ガ發行紙幣貸付ケ回収法、而シ藩外ヨリ金貨ノ輸入ヲ以テ藩札引換ヘ準備トシタル巧妙ナル仕法ガ松本平内ノ発意デアツテ藩国ノ富源タリシ事ヲ語リタルヲ記憶ス。

### 仕組ノ具体的方法ハ

農民ノ副業トシテ一ヶ年ノ採掘量ヲ定メ、其資格ニ<sup>云フカ或ハ大庄屋格ノ石炭方ト唱ヘシ者ヲ具申ニヨルカハ不明ナリ</sup>ヨリ制限ヲ定メ、其資金トシテ藩札ヲ貸与シ、昔屋若松ニ輪送シタルヲ焚石会所ニテ販売シ<sup>自由販売ヲ許サズ</sup>各地塩田方面ヨリノ需用船ニ売却シ、其代金ノ中ヨリ貸付ケ金ノ元利及ヒ（手数料ト云ヒシカ稅ト云ヒシカ）諸掛リヲ引去リ、剰余ヲ作業者ニ交附シタル仕組ニシテ、貸付金ノ停滞スル惧レナク、政庁ニハ金銀貨ノ吸集ガ無難ニ出来ル訳ナリトテ、翁ノ組立テノ巧妙サヲ語ツテ居タ。

該談ト熊谷又七、堺惣平ノ談話トヲ綜合スルト、其大体ハ察知スルコトガ出来ル。ソコデ熊谷又七、堺惣平ハ如何ナル人物ナリシカラヲ弁スルノ

要ガアル。現今ニハ福博間ニテ記憶セシ者ハアルマジ或ハ太田清蔵氏ガ故老ノ談話ヲ耳ニシタルニ過キナイカト思フ

熊谷又七ハ中島ニ住居シ、弟ニ又六未知ノ者、兄又七ハ其比ノ商人トシテハ普通ト違ツテ居タノハ彼ガ禪書ナド繕イテ居タノデモ察セラル。彼ハ平内翁ノ仕組ニ於ル談話中ニ翁ハ頗ル管仲崇拜者デ孔子ハ其器小ナル哉トハ申サレタガ、孔子ノ教ハ最高デハアルガ、後世ニハヨ過ル、管仲ノ説ハ今デモ応用スル事ガ出来ルト云フ意味デアツタ。アノ米俵ノ装置ニ彈正繩トハ唱フルガアレバ平内サンノ案出デアアル。彈正繩トハ餘時ハ余ガ少年時貯蔵ニ累積シタトキ寒氣流通ガヨイ為メ畏氣ナク耐久力カアルデアアル。大繩ノ為メ農家ニ苦情デアツタヨウタ

又勘定所ノ外ニお仕組方ガ出来テ<sup>勘定奉行ニ支配以外ニ</sup>独立シタ一局デアツタカ余ハ知識得タノデハナイ。

或時老職ガ平内翁ニ対シ、お手元ガ支配セルお仕組方ノ大坂デノ販売代価ハ本部ノ勘定販売値ヨリ高イノハどういふ謂レデアアルカト問ハレシトキ、私ノ支配トテ特ニ高値タルベキ謂レモ困<sup>因縁</sup>縁モナイ、唯販売ニ要スル費用ニ女郎買ガ混ジテ居ラヌ為メト答ヘタ。是ガ本部ニ聞ヘテ後日答メニ遭ハレタトキニ大ナル妨ケトナツタト語ツテイタ。

平内翁ハ博多有数ノ商人ノ中デモ堺惣平翁サントハ懇意デアツタガ、其動機ハ藩庁ニ紙幣發行ヲ断行セラレタトキ、（是ハお仕組方ニテ引換ヘ準備ノ法ヲ設ケ、其發行利分ヲ以テスルノデアアルガ<sup>マカ</sup>其利分ハ主トシテ<sup>マカ</sup>武家ノ武器準備ヲ強制スル為メ、禄高二応シテ収入ノ内ヨリ若干ノ押ヘ米ヲ引去リ、紙幣發行ノ引換ヘ準備トスルノデ、良法ニハ相違ナイガ、表面ニテハ減地ノ感ヲ免カレヌノデ、家中一般ノ氣受ケハヨクナイ。其際ニ惣平翁サンハ、此方法ハ良ニハヨイガ、インマ言イ倒レナサルト。是ヲ聞イタ平内翁ハ、夫レハ中々理解力ノアル者ダ、逢ツテ見度ト云レタガ惣平翁ハ尋ネモ往カナカツタガ、果シテ答メニ遭レタ。其答メガ赦

免ニナツテ初メテ往訪、夫レカラ<sup>(電)</sup>忸怍ニナツタノデ、他ノ者ニ比シ別シテ懇親ナリシハ是因縁デアルト語ツタ。

又七八普通商人ニ超越シテ居タノハ禪書翻読ノ力アルダケアツテ、今日デイエバ小兒ノ戯ニ過ギナイガ、明治何年カハ覺エヌガ、多分七八年比カ、中島(本通りノ北側ト記憶ス)ニ精米機械ヲ設立シタ。未ダ汽力応用ノ眼識ナキ當時デアルカラ小兒ノ戯ニ等シキデアアルガ超越ノ人物ナルハ想知セラル。其業務ハ専ラ弟ノ又六ガ任ジテ居タヨウダツタ。

堺惣平ハ明治七年三月ガ初メテ接見シタノデアアルガ(當時既ニ七十七八歳ニテモヤアリツラン)彼ハ眼ニ一丁字モナキ者デアアツタガ、活達豪快ナ老商デ、博多商人トシテハ珍ラシキ俠氣ヲ帯ビタ<sup>(著)</sup>変リ物デアアツタ。其俠氣ハ舌間憤吾、幾島徳といふ如キ(其外十年西南役比ノ有志連ニ親交アリシニ因ツテ察セラル)。

彼ガ平内翁ト忸怍ナリシハ前ニ述ベタカ、爺直接ニモ其内容ヲ漏□シテ居タ。即チ藩札発行ノ決行ハ殖産興業創建ハ□藩財政ノ基礎確立ヲ根本トシタノデアアルガ、一ニハ太平無筆ニ狎レ、文弱<sup>(文弱ト云フヨリ寧ロ武弱ト云テヨイ)</sup>溺死シツ、アル徒輩ヲ憤与セシムベク武器ヲ完備セシムベキ興奮劑トモ云フベク意味モ含シタトノ察セラル。為其、藩士ノ家禄中大小ニ応ジ僅少の押ヘ米ヲ決行シタノデアアルカラ、藩士ノ反抗ヲ買ツタノハ當時ノ情落セル士分ニ好評ヲ得ベキ筈ハナイ。

### 藩札発行ノ件

藩札ハ老生幼年時代ノ記憶デハ、藩内ニテハ硬貨デナク殆ド総テガ札ガ通貨トシテ行ハレタモノ、ヨウナリ。而モ明治以前ニモ増発ノ拳アリシ

ト記憶スル。其發行ノ初発ガ何ツデアアルカ、又其増減ノ程度モ、又幾回發行セラレタカハ固ヨリ知り得ル所デハナイ。而シ堺惣平爺ヤ熊谷又七ノ談話ニヨルト、文化文政天保初年比ニモ發行セラレタノデハナイカ。是ハ平内翁ガ殖産興業<sup>(イマ)</sup>設創設武器充実ヲ根本義トシテノ企デアリシヲ本トシテノ推断デアアル。又其平内翁ノ際ニ於ル發行ノ旨意ヲ推断スルト左記ノ意カラノ企テト信スル。固ヨリ今日カ□ノ推断デアアルカラ、其正確ナルヤ否ハ茫漠デアアルコトヲ附言スル。

### 殖産興業ニ関シテノ藩札発行トシテノ方法

但シ専ラ石炭開堀ニ就テノ断定

鉾物ハ総テ藩庁即チ鉾主ノ全権物ノ專有物ニシテ専ラ外藩製塩田燃料ニ供給シタ様ナリ(主トシテ中国筋、四国地方ガ需用地デアアル)。ソコデ我カ地方即チ嘉麻・穂波・鞍手・遠賀地方ノ煤炭ハ(糟屋・席田・早良地方ノ物ハ其地方ノ需用福博間ニ用ヒラク石売ト唱ヘタルモノ、如シ)若松<sup>(庄屋)</sup>・芦ヤ<sup>(庄屋)</sup>兩港ニ輸送シ、消費需用地ヨリ差向ケタル船舶ニ売渡シヲ目的トシタルモノデ、其全需用量ヲ測リ、採掘量ヲ定メ、需用供給ノキン衡ヲ保タシメタモノ、如シ。ソコデ藩ニテハ其採掘力ハ各郡ノ農業者副業トシテ、各戸ニ割当許可以上ハ禁シタモノラシク、而ル時ニハ価値ヲ定メ置クトモ、低価ノ虞レナトキハ明瞭デアアル。其資本トシテ藩札ヲ貸付ケ兩港会所ニテ販売権ヲ権有シ、其代金即チ藩外ヨリハ硬貨ヲ以テ代価スルノデアアルカラ、貸付ケタ藩札ハ元利ヲ合セテ引換準備金ハ勞セスシテ政庁□積スルコト、ナル。而モ藩札発行ニ対シテハ士分ニ武器充実に資トシテ収録ノ高二応シ年収中ノ若干ヲ押米トシテ貸付ケ武士ノ面目

ヲ立テシメ、事實武器ガ備ハル。然ルニ太平無事ニ狎レタ武士ハ眼前ノ惑シ以外、時代ノ變遷推移ハ夢中デ唯ダ押へ前ノ苦病ヲ喋々スルノミデアルカラ、發行発企者ガ恨ヲ買フノハ余義ナイノデアル。是ガ堺惣平爺ガ評シタ、此企テハ平内サンデアロウ。是ハ良キ方法デハアルガ、今ニ云イ倒レナサルト公言シタモノ、如シ。是ヲ再ニシタ翁ハ夫ハ面目キ考ヘヲ持ツタ奴ジヤ。是非面談シタイト伝ハリ、爺ハ遠慮シタ。今自分ガ叨リニ面会シタリ、懇意ニナルト平内サンノ為メニナラヌノミナラズ、自分モ宜敷シナイト云ツタ所、果シテ言イ倒サレテ御咎メニ遭ヒナサツタ。其後子明リガ立ツテ赦サレナサツテ初メテ御目ニ懸ル事ニナツタ。参向スルト私シハ商売ノ外何ニモ知ラヌガ、商利ノ談ニ及ブト思フ存分意中ヲ語ツテ見ルト、夫ハお前ガ云フ通りジヤ、昔ノ人ガ斯フユウ事ヲ云ツテ居ト云フテハ、本箱カラ書面ヲ引張り出シテ講釈シナサル。其講釈ハ一ツモ分ラナカツタガ、斯ンナ事カラ親シクナツタノデアルトノ追思談ハ熊谷氏ノ話柄ト同一デアツタ。

扱其仕組法ト云フノニ石炭生蠟鶏卵ハ固ヨリデアツタヨウタガ、米穀モ亦或ル部分如何ナル仕組ナリシカハ知ラスガハ勘定所カラ分離シテお仕組方ノ権能ニ属シタモノデハナカツタカ。熊谷氏ガ談話ト併セ考フルト、ソフデハナカツタカト想察セラル。

右ハ一ノ仕組方ノ一端ヲ推断的記憶ノマ、ヲ記述シタガ、大抵平内翁ノ経済組織ハ昔ノ権保カ権買カ独宰主義ニシテ四民ヲ檢束シテ民ハ由ラシムベシ、知ラシムベカラズノ古法ヲ根拠シタモノ、如シ。固ヨリ今日ヲ以テ批評スベキ限リデナイノハ云フ迄モナイガ、恐ラク世界的眼光ノ今日ニ在ラシメバ、管子流ノ権□法ヲ其儘用ヒラルベキニアラサリシハ疑ナシ。随分卓出超越シタ経済眼ハ活キテ居ルト信スル。

前ニ述ベタヨウ推断的ノ想像□デハアルガ、中ラズト雖遠カラ「」。蛇足デハアルガ管仲ハ専ラ魚塩ノ利ヲ□タト聞クガ、塩田開拓ニ終リヲ告ケタノハ管仲崇拜ニカブレ、古キニ失シタノデハナイカ。併シ我邦六十年以來ノ變遷推移ハ天保弘化嘉永ノ時代ヲ以テ評論スルノハ苛酷否適切デアルマイ。

昭和八年四月